|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収入印紙添付 |  　林業・木材産業改善資金借用証書 |
|  |  貸付決定日 |  　　年　　月　　日 |  |
| １　借受条件等 |
|  貸付決定番号 |  |
|  |  借用金額 |  |
|  資金の内容 |  |
|  資金の使途 |  |
|  利率 |  無利子 |
|  法定最終償還期日 |  |
|  支払場所 |  |
|  備考 |  |

　　元金は、　　年　　月　　日までを据置き、　　年　　月　　日を初回とし金　　　　　円、　以後　　年　　月　　日を最終日として、毎年　　月　　日に毎回金　　　　　円あて償還する。

２　償還計画　　※林業・木材産業改善資金貸付決定通知書の償還計画の写し

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 回数 | 償還期日 | 償還金額 | 残　　高 | 備　　考 |
| 第１回 |  |  |  |  |
| 第２回 |  |  |  |  |
| 第３回 |  |  |  |  |
| 第４回 |  |  |  |  |
| 第５回 |  |  |  |  |
| 第６回 |  |  |  |  |
| 第７回 |  |  |  |  |
| 第８回 |  |  |  |  |
| 第９回 |  |  |  |  |
| 第10回 |  |  |  |  |

　　上記のとおり正に借用し、金　　　　　円を受領いたしました。ついては、埼玉県林業・木材　産業改善資金貸付規則、上記の条件及び裏面の特約条項をかたく守り、相違なく返済します。

　　　　　年　　月　　日

（あて先）

 　埼玉県知事

 債務者　住所

 氏名 　　　　　印

 連帯債務者　住所

 氏名 　　　　　印

 連帯保証人　住所

 氏名 　　　　　印

林業・木材産業改善資金借用証書特約条項

（期限前償還）

第１条　林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という）は、埼玉県（以下「甲」という）が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

　（１）乙がこの借受金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。

　（２）乙が償還金の支払いを怠ったとき。

　（３）乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。

　（４）乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

　（５）乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき。

　（６）乙が支払を停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき

　（７）乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。

　（８）乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。

　（９）この借入金により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。

　（10）乙が埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。

 （11）その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

（繰上償還）

第２条　乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

（報告）

第３条　乙は、事業完了後30日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。

　なお、共同で借受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、各人の確認印を押印すること。

２　乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合、又は対象事業を変更、中止若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。

３　乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。

４　乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。

　（１）乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、連帯保証人（以下「丙」という。）若しくは物上保証人（以下「丁」という。）に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合

　（２）丙又は丁の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ又はそのおそれのある場合

　（３）その他甲が指示する場合

（調査）

第４条　乙は、甲の役職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

２　乙及び丁は、甲の役職員その他甲の依嘱を受けた者が、担保物件に立ち入る等により、これを調査することを承認する。

（弁済充当の指定権）

第５条　乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

（違約金）

第６条　乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第１条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

２　乙は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。

３　乙は、第１条第１号、第２号、第３号、第４号又は第10号に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付の日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違反金を併せて支払うものとする。

（連帯保証人）

第７条　丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、乙と丙間の間の契約の如何にかかわらず、これが履行の責めを負う。

２　乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。

３　甲は連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれを変更する。

（担保の提供）

第８条　乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

（担保の保全）

第９条　乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等、甲に損害を及ぼすおそれのある一切の行為をしてはならないものとする。

２　乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。

（担保の追加）

第10条　乙は、甲が担保の追加を必要と認めて要求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

２　甲は、担保の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

（法定代位者の変動）

第11条　乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。

２　丙又は丁は、償還期日、据置期限又は償還期限の変更につき、甲乙間において如何に取り計らわれても異議を申し立てない。

（法定代位者が弁済した場合の求償制限）

第12条　連帯債務者、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の金額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

（担保の処分）

第13条　乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

（合意管轄）

第14条　乙、丙、丁及び甲は、この契約に関する訴訟についてはさいたま地方裁判所に提訴することに合意する。